

表彰規程内規

(各賞の説明)

1. 特別賞は、官・産・学界を問わず有機合成化学及び有機合成化学関連産業の分野で、その発展に著しく貢献した個人に授与される。
2. 協会賞（学術的なもの）は、多年にわたる研究成果の積み上げによる有機合成化学の体系化に貢献した個人に授与される。また、協会賞（技術的なもの）は、有機合成化学関連産業に革新的な影響を及ぼす研究成果をあげた個人（共同研究者との連名を含む）に授与される。後者は企業における実績など客観的な評価のあることが望ましい。
3. 奨励賞は、自己の研究または発明を主体とした顕著な業績をあげた若手研究者、個人に授与される。
4. 上記三項について、賞に該当するものがない年度には表彰を行わない。

(副賞、授賞式、受賞講演、寄稿等)

5. 表彰状、記念品はそれぞれ1件一つを原則とする。ただし、受賞者が連名の場合は受賞者の希望により、これらを複製して与えることがある。その場合の費用は受賞者の負担とする。
6. 協会賞のうち学術関係の賞には副賞を授ける。副賞は1件5万円とする。
7. 授賞式における賞の授与は受賞者の指定する代理人がこれを受けることができる。
8. 受賞者には記念講演および協会誌への寄稿を依頼することができる。また、奨励賞受賞者を翌年度開催の夏季大学に招待することができる。

(支部推薦委員会)

9. 協会賞及び奨励賞の支部推薦委員会委員の任期は1年とし、重任を妨げない。
10. 協会賞及び奨励賞の支部推薦委員会委員は、選考委員となることは出来ない。

(選考委員会および選考方法)

11. 選考委員の任期は1年とし、重任を妨げない。
12. 協会賞の選考の際には、業績説明者の意見を聴するものとし、業績説明者は受賞候補者本人または第三者とする。
業績説明者の旅費、交通費は本会において負担しない。
13. 奨励賞選考の際の業績説明者は受賞候補者自身とする。ただし、旅費、交通費は本会において負担しない。
14. 協会賞及び奨励賞の選考の方法は、以下のとおりとする。
 - 1) 選考委員の関係する大学あるいはこれに準ずる機関の同一研究室に所属する受賞候補者または同一企業に所属する受賞候補者の書面予備審査及び選考に際し、該当する委員は原則として審査権及び投票権を棄権する。
 - 2) 協会賞技術的なもの及び奨励賞の書面予備審査は、三段階評価とし、審査結果をもとに選考委員長が表彰規定第11条第2項に定める件数に絞り込む。ま

た、審査結果は選考委員会に開示しない。

- 3) 投票に先立って、各賞の受賞候補者選考数を表彰規程第6条及び第9条に規定された最大数の範囲内で決定し、第1回投票の連記数とする。また、第2回以降の投票における連記数は、最大数から既選考数を引いた値とする。
- 4) 投票は無記名とし、議長と事務局とで開票し、委員には得票数を公表せずに結果のみ知らせる。
- 5) 投票の結果、過半数票を得た候補者のうち、本項の3) で定められた選考数に至るまでの上位得票者は受賞者に選出されたものとする。過半数に達しない場合には、上位から過半数に達するまでの受賞候補者について投票を繰り返す。定数を超える場合には、その下位候補者について決選投票を行う。また本条の定める選考方法に問題が生じた場合は、委員長が委員と図って選出方法を定める。
- 6) 投票を繰り返しても決定しない場合には、議長が委員とはかり決定する。
- 7) 投票に際し、2名連記のとき同一名2名または1名のみの記載票は無効とする。3～5名連記のときもこれに準ずる。

(昭和35年6月14日 制定施行)

(平成13年1月23日 理事会改定議決)

(平成13年12月21日 理事会改定議決)

(平成14年12月16日 理事会改定議決)

(平成17年9月20日 理事会改定議決)

(平成21年12月3日 理事会改定議決)

(平成23年5月25日 理事会改定議決)

(平成25年5月10日 理事会改定議決)